

3文科高第1349号
令和4年2月28日

国立大学法人愛知教育大学長 殿

文部科学大臣
末松信介

国立大学法人愛知教育大学が達成すべき業務運営
に関する目標（中期目標）について

令和4年1月21日付け3愛教大企第34号で意見提出のあった、標記のことについて、別添のとおり定めたので、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第1項の規定に基づき、貴法人に提示します。

国立大学法人愛知教育大学 第4期中期目標

(前文) 法人の基本的な目標

愛知教育大学は、明治6年に設置された愛知県養成学校を礎として140年以上にわたる教員養成を行ってきた歴史を有し、現在、全国で有数の正規教員就職者を輩出している。

第3期中期目標期間では、学部段階での実践力の育成や教職大学院を主軸とした教員養成の高度化、学び続ける教員を支援する研修の充実などに取り組んできた。

とりわけ、学校現場などの体験を通じて豊かな人間性と現代的諸課題への対応力を身に付ける実践力育成科目の開設や、教育委員会と連携したミドルリーダー研修の開発・実施に力を入れてきた。

第4期中期目標期間では、学校現場が抱える諸問題に対処する力を持ち、子どもたちと共に未来を創ることができる教員の養成と学校教育を支援する人材の養成を行うため、教育委員会や学校現場との対話を通して、多種多様な課題に対応した教育を行っていく。

特にSociety5.0に向けて、すべての人々に共通して求められる「学習の基盤となる情報活用能力や課題設定・解決能力」を子どもたちに確実に身に付けさせることのできる教員の輩出に取り組んでいく。

また、本学の中長期ビジョン目標・戦略である「未来共創プラン」を着実に推進するとともに、戦略的な大学経営を進めていく。

- 1 子どもや学生、社会との対話や協働を通して、現代的教育課題の解決に貢献し、より質の高い教員及び教育支援専門職の養成を実現する。
- 2 大学と附属学校園との連携強化を図ることで、より質の高い教員研修を実現する。
- 3 広域拠点型教員養成系大学としての意義と価値を高める。

◆ 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和4年4月1日～令和10年3月31日までの6年間とする。

I 教育研究の質の向上に関する事項

1 社会との共創

- (1) 人材養成機能や研究成果を活用して、地域の産業（農林水産業、製造業、サービス産業等）の生産性向上や雇用の創出、文化の発展を牽引し、地域の課題解決のために、地方自治体や地域の教育界や産業界をリードする。①

2 教育

- (2) 学生の能力が社会でどのように評価されているのか、調査、分析、検証をした上で、教育課程、入学者選抜の改善に繋げる。特に入学者選抜に関しては、学生に求める意欲・能力を明確にした上で、高等学校等で育成した能力を多面的・総合的に評価する。⑤
- (3) 研究者養成の第一段階として必要な研究能力を備えた人材を養成する。高度の専門的な職業を担う人材を育成する課程においては、産業界等の社会で必要とされる実践的な能力を備えた人材を養成する。（修士課程）⑦

- (4) 深い専門性の涵養や、異なる分野の研究者との協働等を通じて、研究者としての幅広い素養を身に付けさせるとともに、独立した研究者として自らの意思で研究を遂行できる能力を育成することで、アカデミアのみならず産業界等、社会の多様な方面で求められ、活躍できる人材を養成する。（博士課程）⑧

- (5) 医師や学校教員など、特定の職業に就く人材養成を目的とした課程において、当該職業分野で必要とされる資質・能力を意識し、教育課程を高度化することで、当該職業分野を先導し、中核となって活躍できる人材を養成する。⑩

(6) 学生の海外派遣の拡大や、優秀な留学生の獲得と卒業・修了後のネットワーク化、海外の大学と連携した国際的な教育プログラムの提供等により、異なる価値観に触れ、国際感覚を持った人材を養成する。⑫

(7) 様々なバックグラウンドを有する人材との交流により学生の視野や思考を広げるため、性別や国籍、年齢や障害の有無等の観点から学生の多様性を高めるとともに、学生が安心して学べる環境を提供する。⑬

3 研究

(8) 広域拠点型教員養成大学であることを鑑み、より良い学校教育の実現に寄与するため、学校現場・地域等をフィールドとし、基礎研究のみならず現代的な課題や地域固有の課題に関する実践的・実証的研究を積極的に進め、教育改革につながる研究成果の学校現場等への還元を目指す。⑮

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項

(9) 国内外の大学や研究所、産業界等との組織的な連携や個々の大学の枠を越えた共同利用・共同研究、教育関係共同利用等を推進することにより、自らが有する教育研究インフラの高度化や、単独の大学では有し得ない人的・物的資源の共有・融合による機能の強化・拡張を図る。⑯

(10) 学部・研究科等と連携し、実践的な実習・研修の場を提供するとともに、全国あるいは地域における先導的な教育モデルを開発し、その成果を展開することで学校教育の水準の向上を目指す。(附属学校) ⑰

II 業務運営の改善及び効率化に関する事項

(11) 内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靭なガバナンス体制を構築する。⑱

(12) 大学の機能を最大限發揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。⑲

III 財務内容の改善に関する事項

(13) 公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの効率的な資産運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資等を通じて、財源の多元化を進め、安定的な財務基盤の確立を目指す。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。⑳

IV 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

(14) 外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それを用いたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。㉑

V その他業務運営に関する重要事項

(15) AI・RPA (Robotic Process Automation) をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。㉒